

八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正
新旧対照表

(1) 八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第7条 略 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 八尾市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 第9条 略	第1条～第7条 略 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 八尾市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 第9条 略

(2) 八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第3条 略 （選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、	第1条～第3条 略 （選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、

7 円 73 銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号（選挙運動用ビラに係る部分に限る。次条において同じ。）に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（公費負担の限度額）

第5条 前条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7 円 73 銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

第6条 略

8 円 38 銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号（選挙運動用ビラに係る部分に限る。次条において同じ。）に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（公費負担の限度額）

第5条 前条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、8 円 38 銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

第6条 略